

平成 24 年 10 月 12 日
号外第 2 号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

海区漁業調整委員会指示 ○採捕の制限 (2)	1
---------------------------------	---

海区漁業調整委員会指示

秋田海区漁業調整委員会指示第 2 号

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 67 条第 1 項の規定により、男鹿市大増川の河口付近に来遊するさけ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成 24 年 10 月 12 日

秋田海区漁業調整委員会会長 佐々木 健

(採捕の制限)

次に掲げる禁止区域及び禁止期間においては、さけを採捕してはならない。

- 1 禁止区域
男鹿市大増川河口中央から半径 200 メートル以内の海域
- 2 禁止期間
告示の日から平成 24 年 12 月 31 日まで